

児 童 養 護 施 設 等 運 営 助 成 事 業

堺市障害児一時保護委託支援金支給要綱の一部改正（拡充）

○現状と課題

一時保護の対象となった障害児の年間保護日数が、堺市障害児一時保護委託支援金支給要綱に定める支援金の支給限度である 14 日を超えるケースとして発生している。

このため、委託された障害児の処遇の向上及び一時保護委託の円滑な実施を図る必要がある。

○要求金額

1,319,000 円

○積算根拠

支援金（日額）の算定方法については、10,700 円から児童保護措置費（@1660+@850）を差し引いた 8,190 円を単価として設定

161 日（平成 27～29 年（H29 は見込み）平均委託日数） × 8,190 円